

中野市農業振興地域整備計画

令和7年8月

中野市

中野市農業振興地域整備計画 目次

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用の方向	1
2	農用地利用計画	7
第2	農業生産基盤の整備開発計画	8
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	8
2	農業生産基盤整備開発計画	10
3	森林の整備その他林業の振興との関連	10
4	他事業との関連	11
第3	農用地等の保全計画	11
1	農用地等の保全の方向	11
2	農用地等保全整備計画	11
3	農用地等の保全のための活動	12
4	森林の整備その他林業の振興との関連	12
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	12
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	12
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用促進を図るための方策	14
3	森林の整備その他林業の振興との関連	15
第5	農業近代化施設の整備計画	15
1	農業近代化施設の整備の方向	15
2	農業近代化施設整備計画	17
3	森林の整備その他林業の振興との関連	17
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	17
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	17
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	17
3	農業を担うべき者のための支援の活動	17
4	森林の整備その他林業の振興との関連	18
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	18
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	18
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	19
3	農業従事者就業促進施設	19
4	森林の整備その他産業の振興との関連	19
第8	生活環境施設の整備計画	19

1	生活環境施設の整備の目標.....	19
2	生活環境施設整備計画.....	20
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	20
4	その他の施設の整備に係る事業との関連.....	20
第9	付図	20

第1 農用地利用計画

1 土地利用の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

① 位置

平成17年4月1日に旧中野市と旧豊田村が合併して誕生した本市は、長野県の北東部に位置し、北は飯山市、木島平村、南は小布施町、高山村、東は山ノ内町、西は長野市、信濃町、飯綱町の2市、4町、2村に接しており、市役所本庁舎は、東経138度22分、北緯36度44分、標高367mに位置している。また、県都長野市からは、長野電鉄で長野駅から信州中野駅まで、J R飯山線で長野駅から替佐駅まで、それぞれ約30分程度で結ばれている。

東経 138度22分 北緯 36度44分 海拔 367m (市役所本庁舎)
東西 11.8km 南北 16.4km 面積 112.18km²

② 自然条件

夏冬、昼夜の気温の差が大きく、内陸性の気候で冷涼な気象条件が特徴である。

年間平均気温 11°C前後 (最高気温35°C前後、最低気温-14°C前後)

年間降水量 平均880mm (積雪量50~90cm)

斑尾山、高社山など象徴的な山々を背景として、千曲川、夜間瀬川などが形成した河岸段丘や扇状地、穏やかな傾斜地に市街地や集落が発達している。

中野地域は、夜間瀬川を境として科野、倭地区と中野、日野、延徳地区の一部が洪積層に属し、山間部には火山灰が多く、高丘、長丘地区の丘陵地帯は洪積層に属し、善光寺平から連なり平野地区に至る平坦地帯は沖積層に属している。

豊田地域は、千曲川沿岸の肥沃な沖積層、奥手山丘陵のような洪積層の丘陵地帯となっている。

③ 人口

これまでの本市の人口は、昭和35年~40年の間は若干の減少傾向であったが、その後は増加に転じ、平成12年度までは増加傾向であった。しかし、平成12年にピークを迎え、以降は少子化等の影響により人口は減少傾向にある。

④ 交通

主要な道路は、国道117号・292号・403号、主要地方道中野豊野線、須坂中野線、一般県道壁田松崎線、中野小布施線、三水中野線、夜間瀬赤岩線、中野飯山線であり、J R飯山線及び長野電鉄で長野市方面と結ばれ、また、上信越自動車道信州中野 I C、豊田飯山 I C及び北陸新幹線の整備に伴い、首都圏、中京圏及び北陸圏、関西圏とのアクセスが容易であり交通条件に恵まれている。

⑤ 土地利用の現状と傾向

都市化の進展や社会経済活動の拡大に伴い、農用地の宅地化が進んでおり、土

地のスプロール化を防止するため、秩序ある土地利用を推進していく必要がある。

この中で、農用地については、生鮮農産物及び主要穀物の総合供給を果たす場であるとともに、唱歌「故郷」の情景となっている豊かな自然環境の保全という重要な役割を果たすものであることから、集団的な優良農地を保全することを第一とし、次の事業を推進する。

- a 農道・用排水路等の農業生産基盤整備の促進
- b 農用地の流動化を通じ、中核的経営体などの担い手の経営規模拡大の推進
- c 住みよい豊かな生活環境への整備の促進
- d 多様な経営体の確保・育成の推進

単位：ha、%

区分	農用地		農業施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (R4)	3,496	31.2	152	1.4	4,598	41.0	786	7.0	184	1.6	2,003	17.9	11,218	100.0
目標 (R14)	3,421	30.5	163	1.4	4,598	41.0	809	7.2	187	1.7	2,040	18.2	11,218	100.0
増減	△ 75		10		0		23		3		37		0	

イ 農用地区域の設定方針

① 現況農用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域（以下「本地域」という。）にある現況農用地3,496haのうち、次の設定基準 a～c に該当する農用地2,636haについて、農用地区域を設定する方針である。

また、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的な条件や豊かな自然環境と景観に十分配慮しながら、農業的土地利用と都市的土地利用との調整を図りつつ、適正かつ合理的な土地利用を推進する。

（設定基準）

- a 集団的に存在する農用地
 - 概ね、10ha以上の集団的な農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施工に係る区域内にある土地
- c a 及び b 以外の土地で、本地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であり、次の事項に該当する土地
 - ・ 果樹等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保する必要がある農用地
 - ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利への悪影響を防止するために確保する必要がある土地
 - ・ 地域計画の区域内にある土地

- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

ただし、cの土地であっても次の土地については農用地区域に含めない。

(a) 集落区域内に介在する農用地

農業上の利用の確保を図ることが適当でない集落介在農地や孤立農地

該当集落数 76集落 約312ha

(b) 自然的条件により、農業近代化を図ることが適当でないと認められる農用地地域のほとんどが山林原野等で、位置、地形、自然状況からみて農業上の利用が適当でない農用地

該当地域 7 地域 約112ha

(c) 中心集落の整備（住宅等の整備）により、農用地以外の利用が見込まれる国道292号線及び国道403号線沿線の農用地

約 25ha

② 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、①において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

③ 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、①において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農業施設の名称	位置（集落）	面積	農業施設の種類
畜産施設	田麦	2.0 ha	養豚施設、堆肥舎
計		2.0 ha	

④ 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況森林、原野等の中から開発可能地を引き続き調査し、①の設定基準に該当する農用地について、農用地区域を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

① 中野地域

農業生産の目標を達成するために、土地条件を考慮し、地域の実情に応じた重点作目の果樹・きのこ類・野菜を中心に農用地の集約化やスマート農業の導

入を検討するなど、農用地利用の高度化を推進する。

また、将来の消費動向、市場性を的確に把握し、果樹・きのこと類・野菜等の地域特性に応じた経営体を確立するための有効な農地利用を図る。

② 豊田地域

千曲川流域の上今井集落及び地域の中心集落である替佐集落周辺は、果樹生産の中心である。今後この地域は、宅地等の非農地との混在化を避け、土地を有効利用して果樹の産地化を推進する。中山間地帯の穴田・永江集落は、果樹・水稻の複合栽培が主となっており、農業効率の向上のために農用地の集団化、交換分合を進める。当地域の主力農産物の果樹類を中心にスマート農業の導入を検討するなど、経営の効率化、省力化等を図る。

中山間地帯で立地条件の悪い農用地は今後、荒廃することが懸念されるため、中山間地域等直接支払制度の活用により、可能な限り農用地の荒廃化を抑制するとともに自然との調和を考慮した自然保養休養施設、観光農園、体験型農園等の整備を進める。

この結果、農用地区域内における用途面積は次のとおりとする。

単位：ha

区分	農用地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	
中野	161	159	△ 2							6	6	0	167	165	△ 2	1
日野	193	192	△ 1							5	5	0	198	197	△ 1	1
延徳	240	235	△ 5							16	18	2	256	253	△ 3	2
平野	228	228	△ 1							5	5	0	233	233	△ 1	0
高丘	252	249	△ 3							4	4	0	256	253	△ 3	2
長丘	324	323	△ 1	6	6	0				2	3	1	332	332	△ 0	5
平岡	375	374	△ 2							7	8	1	382	382	△ 1	0
科野	315	314	△ 1							3	3	0	318	317	△ 1	2
倭	219	218	△ 1							1	1	0	220	219	△ 1	5
上今井	178	177	△ 1							1	1	0	179	178	△ 1	6
豊津	125	125	△ 1							1	1	0	126	126	△ 1	30
穴田	86	85	△ 0							0	0	0	86	85	△ 0	15
永江	193	214	21	1	1	0				0	0	0	194	215	21	76
計	2,629	2,892	2	7	7	0	0	0	0	61	55	4	2,697	2,954	6	185

現況：令和4年度

将来：令和14年度

イ 用途区分の構想

① 中野地域

- a 中野市街地の東北部にある平坦部の農用地（概ね50ha）については、果樹及び水田地帯であるが、水田の転換も可能な優良農地であるため、農用地として利用を進める。
- b 中野市街地の南側にある平坦部の農用地（概ね110ha）については、既に水田の区画整理がなされており、汎用田としての条件整備を図りつつ、主要作物の集団化を図り、農用地としての利用を進める。

② 日野地区

- a 間山集落、新野集落、更科集落の周辺に展開する概ね145haについては、若干水田が散在するが総体的には畑である。果樹が拡大傾向にあるため、農道・用排水路等の整備を図り、農用地としての利用を進める。
- b 更科集落の西側に展開する平坦農用地（概ね40ha）については、既に水田の区画整理がなされており、汎用田としての条件整備を図りつつ、主要作物の集団化を図り、農用地としての利用を進める。

③ 延徳地区

- a 長野電鉄長野線の東側に展開する農用地（概ね60ha）については、西面傾斜地帯では果樹地帯として集団化されており、農用地として利用を進める。
- b 長野電鉄長野線の西側に展開する農用地（概ね180ha）については、既に水田の区画整理及び汎用田としての条件整備がなされているが、本地区の特徴としてきのこ類の施設型農業が盛んであり、土地利用型農業との混在化を避けるため、主要作物ごとに集団化を図り、農用地及び農業用施設用地として利用を進める。

④ 平野地区

- a 主要地方道中野豊野線の南側で集落周辺から小布施町との境界までに展開する農用地（概ね70ha）については、既に水田の区画整理及び汎用田としての条件整備がなされており、主要作物の集団化を図り、農用地として利用を進める。
- b 主要地方道中野豊野線の北側で国道403号線から続いて国道292号線の両側農用地（概ね150ha）については、既に水田の区画整理がなされており、主要作物の集団化を推進し、農用地としての利用を図るが、国道沿線については、農業との調和を図りながら、地域振興上必要が高いと認められる都市的な土地利用について検討する。

⑤ 高丘地区

- a 主要地方道中野豊野線の両側に展開する農用地（概ね210ha）のうち、水田の区画整理及び汎用田としての条件整備がなされている草間集落の南側の水田地帯については、主要作物の集団化を図り、農用地としての利用を進める。

また、その他の農用地については、果樹地帯として集団化しており、畑地かんがい事業も実施済みであり、農用地として利用を進める。

- b 大俣集落の周辺に展開し、南側斜面に面している果樹地帯（概ね60ha）については、畑地かんがい事業が実施済みであり、農用地として利用を進める。また、平坦部については、水田の区画整理がなされており、主要作物の集団化を図り、農用地として利用を進める。

⑥ 長丘地区

南北に走る長丘丘陵に展開する東斜面の農用地（概ね150ha）の優良果樹地帯については、畑地かんがい事業が実施済みであり、農用地及び採草放牧地として利用を進める。

また、国道292号線の両側の農用地（概ね170ha）については、既に水田区画整理がなされており、主要作物の集団化を図りながら、農用地として利用を進めるが、農業との調和を図りながら、地域振興上必要が高いと認められる都市的な土地利用について検討する。

⑦ 平岡地区

夜間瀬川の扇状地で緩傾斜の農用地（概ね330ha）については、優良果樹地帯であり、農道・用水路等の整備を図り農用地として利用を進める。

また、水田の区画整理を実施した農用地（概ね40ha）については、主要作物の集団化を図りながら、農用地として利用する。

なお、国道292号線沿線近くの住宅地周辺については、農業との調和を図りながら、都市的な開発を含め、土地利用について検討する。

⑧ 科野地区

高社山の西側に面した傾斜を利用した優良果樹地帯（概ね140ha）については、農道の整備を図り、農用地として利用を進める。

また、水田の区画整理完了の農用地（概ね160ha）についても、農用地として利用を進める。

⑨ 倭地区

- a 岩井平及び夜間瀬川下流域の水田地帯（概ね60ha）については、水田の区画整理及び汎用田としての条件整備がなされており、主要作物の集団化を図り、農用地として利用を進める。

- b 高社山麓一体の優良果樹地帯（概ね110ha）については、農道の整備を図り、農用地として利用を進める。

また、岩井平の果樹地帯（概ね30ha）については、農道・用水路等の整備

を図り、農用地として利用を進める。

⑩ 上今井地区

千曲川沿いの平坦地帯及び道光寺集落の丘陵地と国道117号線沿いの平均5%前後の緩傾斜地に大別される果樹地帯（概ね170ha）については、農道・用水路等の整備を行うなど、優良な果樹地帯として団地化を図り、農用地として利用を進める。

⑪ 豊津地区

千曲川沿いの替佐集落と笠倉集落の平坦部の水田地帯と袖山、飯綱山に連なる傾斜地の果樹地帯を含めた農用地（概ね120ha）については、主要作物の集団化を図りながら、農用地としての利用を進める。

碓集落や奥手山集落については、千曲川沿いの急傾斜地帯であり、国道117号線やJR飯山線が並行して走り、条件の悪い農地が多いため、農道・用排水路等の整備を図り、農用地の有効利用を進める。

⑫ 穴田地区

袖山、長峰、飯綱山に囲まれた農用地（概ね80ha）については、平坦部は水田として利用し、周囲の緩傾斜地はりんごを中心とした果樹栽培の集団化を図り、農用地としての利用を進める。

⑬ 永江地区

永江台地の緩傾斜地と斑尾山麓の中山間地帯とに大別され、農用地の面積は概ね170haである。

永江台地は、農業構造改善事業、土地改良総合整備事業が実施されており、国道117号線の両側の農用地については、既に水田区画整理が行われており、主要作物の集団化を図りながら農用地として利用を進める。

一方、中山間地帯の農用地は緩急傾斜地が混在し、地形的条件には恵まれていない。北部地域は水田としての利用を図り、梨久保集落周辺は水田から畑地へ転換を進め地域伝統野菜（ぼたんこしょう）などの栽培を推進する。水上台地など涌井集落は、気候条件を生かした高原野菜の生産を推進するとともに観光農園や体験農園としての活用を含め、農用地としての利用を進める。

ウ 特別な用途区分の構想

該当する構想なし。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

中野地域における農用地区域に含まれている水田は善光寺平から続き大規模な水田地帯が連なっている平坦地に位置し、山間地では小規模な水田が散在している。これらの水田は、ほ場整備がほぼ完了している。

今後、優良農地の保全を図る観点から、農道整備、用排水路等の改良を積極的に実施し、農用地の有効利用を図る。

また、農用地区域に含まれている畑地は、平坦地に60%程度、傾斜地を含む山間地に40%程度ある。いずれも果樹を中心として大規模な団地を保有しており、今後も果樹等を中心に主産地化を確保し、生産性の向上を図るため、農道・用排水路・畑地かんがい施設等農業の生産基盤整備を積極的に実施する。

豊田地域における農用地区域に含まれる農用地のうち水田は34%を占め、ほ場整備は、平坦地を中心に28.4%が実施済みである。

樹園地を含む畑地帯の整備について、生産性の向上を図るため、作目の集団化、畑地かんがい施設等の整備を積極的に実施して農業経営規模の拡大を目指し、認定農業者等の担い手の育成を図る。

なお、今後推進しようとする地区ごとの農業生産基盤の整備の具体的な構想は次のとおりである。

(1) 中野地区

本地区の農用地は、中野市街地を半ドーナツ型にとりまく形であり、平坦地に果樹、野菜、水稻等を中心として作付けされている。

今後、一層生産性の向上を図るとともに、優良農用地の保全を図るため、機能に支障を及ぼす可能性のある農道・用排水路・畑地かんがい施設等については、必要に応じて農業生産基盤整備を実施する。

(2) 日野地区

本地区の農用地は、三方を山に囲まれた標高350～550mに位置するところに、各集落をとりまく形で構成されている。水田については、急傾斜地を含めほ場整備がほぼ実施済みである。今後、畑地帯を中心に生産性の高い農業の確立を図るため、機能に支障を及ぼす可能性のある農道・用排水路等については、必要に応じて農業生産基盤整備を実施する。

(3) 延徳・平野地区

本地区の農用地は、平坦地に大規模な水田地帯が連たんしていたが、水田利用再編対策により畑作物への転換が進んだ。今後、優良農用地の保全及び農産物の需要の変化に対応するため、機能に支障を及ぼす可能性のある農道・用排水路等については、必要に応じて農業生産基盤整備を実施する。

(4) 高丘・長丘地区

本地区の農用地は、西部丘陵地帯に果樹を中心として野菜・水稻等が作付けされている。今後、農業生産の基盤である農用地の有効利用及び生産性の向上を図るため、機能に支障を及ぼす可能性のある農道・用排水路・畑地かんがい施設等については、必要に応じて農業生産基盤整備を実施する。

(5) 平岡・科野地区

本地区の農用地は、自然的条件に恵まれていることから、果樹類の作付けが中心となっている。今後、農業生産の基盤である農用地の有効利用及び生産性の向上を図るため、機能に支障を及ぼす可能性のある農道・用排水路・畑地かんがい施設等については、必要に応じて農業生産基盤整備を実施する。

(6) 倭地区

本地区の農用地は、山間地に果樹、平坦地に野菜・水稻等を中心に作付けされている。今後、農業生産の基盤である農用地の有効利用及び生産性の向上を図るため、機能に支障を及ぼす可能性のある農道・用排水路・畑地かんがい施設等については、必要に応じて農業生産基盤整備を実施する。

(7) 上今井地区

本地区は、千曲川沿いの平坦地帯と道光寺丘陵の緩傾斜地に大別されるが、果樹主体地である農用地全体が不整地であるため、農用地の高度な利用に支障をきたしている。また、信濃川（千曲川）水系緊急治水プロジェクトとして上今井遊水地が整備されることに伴い右岸側の農用地が減少し、左岸側の農用地について再整備が進められている。今後、畑地かんがい施設、防霜ファンの導入を推進し、自然災害に強い農業を目指し、農業経営基盤の向上を図る。

(8) 豊津地区

本地区は、豊田地域の中心集落である替佐と砦、奥手山集落は千曲川沿い位置し、急傾斜地帯に大別される。替佐集落周辺は果樹及び水稻が中心の農業形態であるが、樹園地は地形的条件が悪い傾斜地にあるため、今後、機能に支障を及ぼす可能性のある農道・用排水路等については、必要に応じて農業生産基盤整備を実施し、農用地の有効利用及び生産性の向上を図る。

また、千曲川沿いの急傾斜地帯は、必要に応じて小規模ほ場の一団化、用排水路等の整備を推進し、農業機械作業を効率化することで農作業の省力化を促進し、農用地の有効活用を図る。

(9) 穴田地区

本地区は、四方を山に囲まれた盆地に位置しており、平坦部の水田については、農業生産の基盤である農用地の有効利用及び生産性の向上を図るため、機能に支障を及ぼす可能性のある農道・用排水路・畑地かんがい施設等については、必要に応じて農業生産基盤整備を実施する。

また、傾斜地の樹園地については、品種の更新を図るとともに、観光農業の導入を検討し、農業経営の安定化を図るため、機能に支障を及ぼす可能性のある農道・用排水路・畑地かんがい施設等については、必要に応じて農業生産基盤整備を実施する。

(10) 永江地区

永江台地は、水稻・果樹を中心に作付けされており、第1次農業構造改善事業や土地改良事業が完了したことで、農業生産基盤整備が進んでいる。

しかし、中山間地帯は不整地で狭小であり、耕作条件が不利な農用地が多いため、今後、機能に支障を及ぼす可能性のある農道・用排水路等については、必要に応じて農業生産基盤整備を実施し、農用地の有効利用及び生産性の向上を図る。

また、水上台地など斑尾山麓の畑地については、今後、必要に応じて区画整備等を実施し、花卉、野菜類の振興と生産性の向上を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		地区	面積(ha)		
用水改良	竹原揚水機場加圧ポンプの吸込管の更新 一式 フート弁の更新 一式	竹原、新井、若宮、金井、間長瀬、笠原、栗和田、一本木、吉田、七瀬、田麦	325.7	1	令和6年度
〃	提体補強 N=一式 波除護岸改修 A=142 m ² 取水施設改修 N=一式 洪水吐改修 N=一式	米山	2.0	2	令和8年度
〃	中野西部揚水機場の吸水槽内浚渫 N=一式 V=25 m ³	安源寺、栗林、草間、立ヶ花、牛出、七瀬、田麦、上今井	296	3	令和8年度
〃	畑地灌漑施設 一式 揚水機場更新 一式 加圧機場更新 1か所 ファームポンド補修 3か所 電磁弁更新 684か所	安源寺、栗林、草間、立ヶ花、牛出、七瀬、田麦、上今井	296	4	令和9年度

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林整備計画に基づき林業の生産性向上と森林資源の高度利用を図り、更に、地域の生産活動の活性化を推進するため、林道及び作業道を整備し、農道と一体的に利用できるものについては整合を図る。

また、保安林の整備により、森林とのふれあい、レクリエーション活動並びに教育的、文化的な利用の場としての整備を図る。

4 他事業との関連

中野地域においては、新たな産業用地の整備に伴い、雇用の創出や産業の活性化を図りつつ、周辺農地の無秩序な開発や農地の荒廃化等を抑制するとともに、農業生産基盤の適正な維持管理を推進する。

また、豊田地域においては、上信越自動車道豊田飯山 I Cや北陸新幹線の J R飯山駅を拠点に、グリーンツーリズムによる都市住民との交流の促進を図り、観光農園や体験農園として活用を推進するなど、農用地の荒廃化等を抑制する。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農用地の多面的機能の適切な発揮を図るためには、これまでの各農家単体による農業構造では限界にきているといえる。農業従事者の高齢化や担い手不足による耕作放棄地や管理不十分な農用地を増加させないためには、規模拡大により経営改善を目指す農家に農用地に集積することや、中山間地域等においては、中山間地域等直接支払制度の活用が最も有効な方策である。

手法としては、農用地の売買や賃貸借、さらには農作業の受委託が考えられるが、安心して貸し借り等が行えるよう農地中間管理事業などの情報を一層周知するとともに、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確保を図るため、今後も一層の農用地の流動化を推進していく必要がある。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要 (m)	受益の範囲		対図番号	備考
		地区	面積 (ha)		
農道整備	農道舗装 L=290、W=2.5	小沼	5.0	1	令和7年度
〃	〃 L=209、W=2.5	新保	6.0	2	令和7年度
〃	〃 L=140、W=2.5	北大熊	1.0	3	令和8年度
〃	〃 L=21、W=3.5	替佐	20.0	4	令和9年度

排水改良	水路改修	L=62	田上	2.0	5	令和7年度
〃	〃	L=66.1	赤岩	1.0	6	令和7年度
〃	〃	L=6	下小田中	6.0	7	令和7年度
〃	〃	L=25	新井	2.0	8	令和7年度
〃	〃	L=20	越	11.0	9	令和7年度
〃	〃	L=71	間山	2.0	10	令和8年度
〃	〃	L=96	間山	1.0	11	令和7年度
〃	〃	L=35	壁田	23.0	12	令和8年度
〃	〃	L=44	岩船	2.0	13	令和8年度
〃	〃	L=39.3	岩船	2.0	14	令和9年度
〃	〃	L=25.6	岩井東	1.0	15	令和8年度
〃	〃	L=40.2	毛野川	1.0	16	令和8年度
〃	〃	L=68	南永江	2.0	17	令和8年度
〃	〃	L=107	七瀬	2.0	18	令和9年度
〃	〃	L=56	安源寺	30.0	19	令和9年度
〃	〃	L=50	田麦	36.0	20	令和8年度
〃	〃	L=50	田麦	36.0	21	令和9年度
〃	〃	L=30	高遠	1.0	22	令和9年度
用水改良	用水路改修	L=100	吉田	7.0	23	令和9年度

3 農用地等の保全のための活動

農作業の受委託の促進や、高齢化等による離農希望者に対し意向調査を行うなど、農用地の貸借に関する相談等の支援を推進する。

また、中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払交付金制度の対象集落については、鳥獣害防止対策や農道・用排水路等の維持管理等の共同取組活動を集落ぐるみで行うため、各集落に制度の浸透を図り、農地保全活動の体制整備を推進していく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

国土の保全、水源のかん養、自然環境保全という観点から、農地・林地を一体として保全していく必要があり、今後、より環境に配慮した農地・林地の保全・管理方法を検討していく。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業構造の実態と課題を踏まえながら、農業を今後とも基幹産業として振興し、農業が職業として選択される魅力とやりがいのあるものとなるよう、市内の他産業従事者と均衡する労働時間と生涯所得が確保できる農業経営を育成・確保するにあたり、効率的かつ安定的な農業経営の目標については、「農業経営基盤の強化の促進に関する

る基本構想」に定め、目標を達成できるような中核的経営体などの担い手を育成するとともに、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指すものとする。

なお、目標とする農業経営の標準経営指標は次のとおりである。

標準経営指標

	営農類型	目標規模	作目構成例
個人経営	りんご専作	155a	サンふじ 65a、秋映 35a、シナノスイート 35a、シナノゴールド 20a
	ぶどう専作 (ハウス主力型)	40a	シャインマスカット (加温) 20a、シャインマスカット (露地) 20a
	ぶどう専作 (ハウス・露地)	40a	シャインマスカット (加温) 10a、ナガノパープル (露地) 5a、シャインマスカット (露地) 25a
	果樹複合 (ぶどう、りんご)	60a	ナガノパープル (露地) 10a、シャインマスカット (露地) 30a、サンふじ 20a
	果樹複合 (もも、りんご)	110a	あかつき 30a、なつっこ 30a、川中島白桃 20a、サンふじ 30a
	花き専作 (トルコギキョウ、ジャクク)	85a	トルコギキョウ季咲 10a、トルコギキョウ抑制 10、ジャクク 65a
	えのきたけ専作 (培養センター方式)	135 万本	15 万本×9 回転
水稲複合 (水稲、大豆)	4,300a	水稲 2,600a、作業受託 1,000a、大豆 700a	

認定農業者の設定目標

令和 5 年度現在	令和 15 年度目標 経営体数 (団体数)
3 2 7	3 7 5

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本地域における農業の生産性の向上を図るためには、中核的経営体などの担い手を中心とした生産組織の育成強化が必要である。

そのためには、農作業受託を含めた幅広い形での農用地の流動化を促進するととも

に、生産意欲のある担い手を中心に兼業農家も含めた集落営農組織等の法人を育成し、この組織による農用地等の利用調整活動を通じ、経営規模の拡大や効率的な農業経営等を促進し、生産性の向上を図る。

また、豊田地域の中山間地帯にある穴田・永田集落の立地条件の悪い農用地は今後、荒廃することが懸念されるため、中山間地等直接支払制度の活用により、可能な限り農用地を良好な状態で維持し、再整備することなく耕作可能な農用地として担い手等へ承継することを図るとともに、観光農園、体験型農園等による都市農村交流を推進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用促進を図るための方策

(1) 基本方針

中核的経営体などの担い手に対する農用地の利用集積、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、足腰の強い農家を育成する。また、土地利用型農業者の育成及び生産性の向上を図るため、農地の有効利用を基本としつつ、担い手への農地の集積、農業経営の改善を行う。このため、本地域の特性を生かした農業経営目標への誘導を図るため、農地中間管理事業に基づく利用権設定などの利用集積事業を中心に、各種農地流動化方策を積極的に活用し、農作業の受委託を含めた幅広い形での農用地の流動化を促進する。

(2) 重点的に推進しようとする方策

ア 地域計画に基づく取組

① 地域農業の将来の在り方を具体化する取組

地域計画に位置付けた取組を具体化させるため、引き続き農業従事者、関係者等が参加する協議の場を開催し、併せて、目標地図に位置付ける新たな担い手を追加するなどの見直しを行う。

② 農地の集積集約

目標地図に位置付けた担い手に農用地を集積・集約するために、農地中間管理事業を積極的に推進し、機構集積協力金交付事業等の各種制度を活用した権利設定を推進する。

イ 農業経営基盤強化促進事業

効率的かつ安定的な農業経営者を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立しつつ、農業が経済の発展と生活の安定に寄与することを目標として定めた「中野市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」や地域計画に基づき、農地中間管理事業及び機構集積協力金交付事業等の関連施策を積極的に活用し、農業経営基盤の安定を図るとともに地域の農業を担う者が農用地の有効活用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域の農業を担う者等が組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

また、中野市農業再生協議会による経営改善支援活動を通じ、これら農業経営者の育成・強化を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林資源は、木材等の生産のほか、国土保全、水資源のかん養、自然環境の保全等地域住民の生活に深く関わっている。森林整備計画との整合を図りながら、地域の特性を生かした農業経営規模拡大を推進する。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

(1) 中野地域

中野地域における地域農業の再編成を図るうえでの重点作目は、果樹（りんご、もも、ぶどう）、きのこ類（えのきたけ、ぶなしめじ）であるが、サクランボ、プラム、和梨、西洋梨、キウイフルーツ等多くの種類が栽培されているのが大きな特徴でもあることから、それらの作目とも有効的に組み合わせ栽培していくことが必要である。

《作目別振興計画》

果 樹・・・りんご、もも、ぶどうを主体として、消費者のニーズにあった新しい品種の導入・普及を図る。

また、産地銘柄を維持し、今後更に生産の合理化、省力化を図るため生産組織及び機械共同利用組合を通じて、近代化施設の整備を図る。

流通面においては、主産地として市場での有利性を確保するための集出荷施設、品質保持のための冷蔵施設等の近代化施設を有効利用する。

きのこ類・・・えのきたけ、ぶなしめじ等については、培養センター方式の導入による優れた種菌の安定供給を図り、消費動向に対応する新品種の開発を進める。また、培養センターとの連携により良品の生産を確保することにより、産地間競争に対応する。

野 菜・・・野菜については、作物を幅広く導入し、多様な作目への誘導を図り、今後、生産安定と収量増大に向けて、ハウス化の推進、老朽園の改植、土壌改良圃の育成、夏秋穫りの推進、密植栽培の技術向上と普及を図る。

畜 産・・・畜産経営については、低コスト・高品質化を目指した飼養管理技術の向上を図るとともに、果樹、野菜、水稲経営農家との耕畜連携により、生産性の高い畜産経営者の育成を図る。

水 稲・・・農作物の需要の変化に対応するため、生産調整の関連対策を推進する。農業生産の合理化を進めるため、農用地の集約を推進し、水田の大区画化、スマート農業を導入するなど、農業経営の効率化を図る。

その他・・・施設園芸、花卉など今後需要の増大が期待される作目について、生産・流通面での近代化施設の整備を図る。

(2) 豊田地域

豊田地域における農業生産は、作目別振興計画に定める作目を中心として、その生産の拡大を図るものとして、生産から流通までの機械化、体系化を推進し、経営効率を上げる生産販売網の整備を図るものとする。

当地域の農業地域は、標高差など立地条件等の複雑性から作目構成が複雑多岐にわたっているため、適地適作及び収益性の確保を推進するため、作目別振興計画に定める作目の振興を図り、農業経営の安定化を推進する。

《作目別振興計画》

水 稲・・・従来から当地域の農業を支えてきた作物のため、農家の作付け意欲は強いが、生産調整の関連対策を考慮しつつ、コシヒカリの作付け割合を高める。また、機械化省力栽培による効率的な稲作経営の確立と、栽培管理技術の徹底による良質米の安定的な生産を図る。

果 樹・・・りんごを中心とする果樹は、当地域の農業を代表する農産物であり、“うまい果物作り”を目標に優良産地化を図る。このため適地における低樹高・密植栽培による省力化、着色系への更新、防除・収穫作業の機械化、摘花（果）・着色管理作業の簡素化等、生産性の向上を図る。

花 卉・・・当地域での本格的な花卉栽培の歴史は浅く、気象条件や土地条件に適した品目の選択や生産者及び生産面積の確保等、総合的な生産基盤の確立に向け試行錯誤している段階にある。適地適作による生産体制の強化と生産意欲の更なる向上を目指し、地域性を活かした新品目、新品種の導入を図る。

きのこ類

① えのきたけ・・・経営の大型化により、施設の近代化が進んでいるが、計画生産の樹立と経営管理の充実を更に推進する。また、生産コストの低減、省エネ化、品質向上対策を進め、品質の高い安定多収生産などの技術の向上を図る。

② ぶなしめじ・・・えのきたけをしのぐ品目に成長しているが、近年夏場の価格低迷により夏場を休業とする生産者が見受けられる。今後、成長過程をとらえ、栽培期間、気中菌糸問題等について検討し、収量性の向上と経営安定を図る。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
なし							

3 森林の整備その他林業の振興との関連

豊田地域の森林は、人工林が比較的多く全森林面積の半分を用材林が占めている。林業の低迷により荒廃が進んでいるため、水資源確保の観点から課題が多い。しかし、雑木を利用した菌茸（シイタケ、ナメコ、クリタケ）栽培農家の育成を図るほか、木酢液、炭を土壌改良剤として利用するなど森林資源の活用に努める。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成・確保に取り組むものとする。

このため、認定農業者などの担い手に対する各種支援制度を活用するとともに、県農業経営・就農支援センター、県農業農村支援センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組むものとする。

将来の農業を担う幅広い人材の確保に向け、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材が、農業に就業するとともに地域に定着し活用できるよう、これらの者に対して、必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施などの支援を行う。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当する計画なし。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業を担う多様な人材の確保に向けて、関係機関と連携して、就農希望者に対する情報提供、住居の紹介や移住相談対応等の生活の立ち上げ支援、農業技術・農業経営に要する知識の習得に向けた研修の実施、必要となる農業用機械や農用地等の取得のサポートを行うとともに、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを行う。

特に新たに農業経営を始めようとする者については、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農地利用効率化交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展に導くとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

林業生産活動の停滞等から林業労働力の減少、高齢化が進んでいるため、林業従事者の研修を通じて地域林業のリーダーとなる人材の育成を図るとともに、林業機械の導入に対する助成等により林業労働力の省力化を促進し、林業従事者の育成確保に努める必要がある。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

(1) 中野地域

中野地域は、経済の高度成長に伴い、第2次、第3次産業の進展とともに、農業従事者の他産業への就業の機会が増加し、農家経済の向上が図られてきた。

一方、農業生産面では昭和37年以降、農業構造改善事業等を中心に、大型機械・共同利用施設等、施設型農業の導入の結果、企業的経営をする農家が現れ、集約的な生産性の高い農業を実現している。

しかしながら、兼業農家の増加や農業従事者の高齢化などによって、農業従事者やその家族を中心とした就業構造に関する課題も多くなっており、今後は農業内部に就業の場を開拓していく必要がある。

このような状況から、農家はもとより、地域全体の所得を確保するためにも特色ある地域資源を生かした農業の振興に加え、地域住民と都市住民との交流を楽しむ滞在型の余暇活動、地元農産物・加工品直売所などの六次産業化等の展開に向けた努力も必要となる。

(2) 豊田地域

豊田地域は、上信越自動車道豊田飯山ICの開設により、都市への物流等の時間短縮がなされ、急速に様変わりしている。また、中野地域と同様に、第2次産業、第3次産業が発展し、農家の兼業化が進んだ。

農業生産では、きのこ類等の施設型農業が普及し、農業所得の増大と、就業促進が図られたが、当地域の農業は兼業農家が農業生産の相当部分を担っており、農業従事者の高齢化、少子化、さらに山間地においては安定した就業の場が乏しいこと等から、農業従事者及びその家族を中心とした就業構造に関する課題も多い。

農村を健全な定住地域とするため、生活環境整備、地場産業の育成、冬期産業の誘致などを図り、農林資源の開発促進を行い、兼業農家の安定的な就業機会の確保に努めるとともに、農業経営基盤強化促進事業を積極的に推進し、認定農業者への農地集積や地域の農用地及び農林資源の有効利用による地域農業生産の維持向上を図る。

また、地域全体の所得を確保するためにも特色ある地域資源を生かした農業の振興に加え、地域住民と都市住民との交流を楽しむ滞在型の余暇活動、地元農産物・加工品直売所などの六次産業化等の展開に向けた努力も必要となる。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 中野地域

農業の法人化を推進し、年間を通じ安定した所得を確保できる企業型農業経営の促進を図る。また、高速交通網に対応した流通サービスを構築し、食料を巡る生産と消費を密接に結びつけた農業を展開する。

(2) 豊田地域

地場産業の育成、観光作業の振興及び冬期産業による就業機会や所得の確保、認定農業者のみならず兼業農家や非農家を含めた地域全体の生産と生活両面にわたる自主的な話し合い活動を支援し、農村全体が保持してきたコミュニティー機能の継承発展を図り、住民の創意と工夫により、安定的な就業機会の確保を図る。

就業機会の確保のための施設の設置にあっては、土地利用構想との整合を図り、優良農地の確保に十分留意し、併せて他法令との調整を図る。

3 農業従事者就業促進施設

該当する施設なし。

4 森林の整備その他産業の振興との関連

豊田地域においては、山村振興、林業振興と併せて自然を利用した菌茸栽培を推進し、地域の特色ある地場産業として安定的な就業の促進を図るとともに、景観に恵まれた自然や山林の活用により、農林業と観光との結合を積極的に推進するものとする。斑尾山麓周辺の観光開発により、地元雇用の拡大を図り、森林と調和のとれた開発を目指すものとする。

農業従事者の他産業就業の現況

(単位：人)

世帯主 農業主	世帯主兼業主			第2種 兼業農家
	恒常的勤務	自営業	日雇・臨時雇・ 出稼ぎ	
399 43.9%	312 34.4%	68 7.5%	27 3.0%	908 100.0%

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

(1) 中野地域

農業従事者の兼業化と非農家化の進行により、住民の生活意識が多様化し、農業・農村をめぐる環境は厳しい状況にある。

このため、地域住民の積極的な参加を得ながら、ゆとりある農村環境の創出について次のとおり推進し、活力ある農村の建設を目指す。

- ① 農業従事者の福祉の向上、健康増進
- ② 地域における定住条件の整備
- ③ 次世代の農業を担う農業従事者の確保

加えて、次の取組みを行うことで、農村の良好な生活環境を確保する。

- ① 集落道、農村公園（農家トイレ）、コミュニティー施設の整備
- ② 周辺環境への負荷を低減する環境保全型農業、多自然型河川工法の導入

(2) 豊田地域

農業従事者の兼業化や高齢化また都市化により農村の「むら」としての機能が弱まってきている。この状況から地域住民の生活を守り、自然環境を保持し、安定した農業生産を行うために生活環境施設の整備が一層、重要なものとなっている。

今後も地域住民の連帯感を醸成し、健やかで文化的な農村を構築し、農業従事者の育成確保に努める。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
なし				

3 森林の整備その他林業の振興との関連

古くからの生活様式に密着した住宅建築は、わが国独特のものであり、国内で生産される木材が適木であることから、公共施設等への積極的な利用を図る。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

農業従事者の育成、豊かな地域づくりと農業振興を目標として、住民福祉の向上、健康増進、文化的社会の創設に努める。

第9 付図

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）…該当なし
- 5 農業就業者・育成確保施設整備計画図（付図5号）…該当なし
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号）…該当なし